

2 資金不足比率

該当なし

簡易水道事業や下水道事業の公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

本村では、各公営企業会計において資金不足が生じなかったため、比率の算定される会計はありません。

参考値として資金不足の比率を算定すると、下表のとおりです。

(算式)

資金不足額：〔流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした

地方債の現在高－流動資産〕－解消可能資金不足額

× 100

事業の規模：営業収益の額－受託工事収益の額

【簡易水道事業会計の場合】

資金不足額：▲ 45,657 千円

× 100 = ▲ 55.8%

事業の規模：81,779 千円

○各公営企業の資金不足（剰余）比率

	会計名	R7年度 資金不足 (剰余)額 (千円)	R7年度 事業の規模 (千円)	比率 (%)	経営健全化基準 (20%)に相当する 資金不足額 (千円)
1	簡易水道事業会計	▲ 45,657	81,779	(▲ 55.8)	16,356
2	下水道事業会計	▲ 40,510	27,510	(▲ 147.3)	5,502

※不足額を算出しているため、剰余額等はマイナス（▲）表示となります。

※各会計の資金剰余金は、連結実質赤字比率の各会計の黒字額と同額になります。